

## 会計年度任用職員への育児参加休暇の導入について（案）

### 1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、会計年度任用職員に育児参加休暇を導入する。

### 2 内 容

#### (1) 取得期間

- ・ 男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内
- ・ 男性職員又はその配偶者と同居し、かつ養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内

#### (2) 付与日数

5日以内

#### (3) 取得単位

- ・ 日又は時間を単位として承認することができることとする。
- ・ 時間を単位として承認された育児参加休暇は、1日の勤務時間をもって1日と換算する。

#### (4) 報酬の取扱い

有給

#### (5) その他

- ・ 対象となる子の範囲や手続等については、常勤職員の例による。
- ・ 週の所定勤務日数が3日以上又は1年間の所定勤務日数が121日（月当たり換算11日）以上の職員に限る。

### 3 実施時期

令和4年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。